

とも つく しん たぶん かきょうせいしゃかい
共に創る真の多文化共生社会を
めざして

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第10期）最終報告

2019 (令和元) 年5月

がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ 議会	だい き 第10期	さいしゅうほうこく 最終報告	について	1		
がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ 議会	こんご 今後	によせて		3		
1 知事への提言							
(1)	ていげん 提言	こうもく 項目	いちらん 一覧		4		
(2)	じょうほう 情報	ていげん 提供	しゅうろうぶかい 就労部会	の提言	6		
ていげん 提言	1	たげん 多言語	じょうほう 情報	でんしか の電子化	および周知に関する提案	6	
ていげん 提言	2	がいこくじん 外国人	ぎょうせい と行政	あいだ の間の	コミュニケーション促進	10	
ていげん 提言	3	がいこくじん 外国人	しゅうろう への就労	たいせい サポート	体制の強化	14	
(3)	こそだ 子育て	きょういくぶかい と教育部会	の提言		16		
ていげん 提言	4	がいこくじん 外国人	こそだ 子育て	ひろば (仮称)	設置	16	
ていげん 提言	5	がっこう 学校	げんば 現場	たぶん での多文化	共生教育の推進	20	
ていげん 提言	6	けんりつ 県立	こうとうがっこう 高等学校	における	がいこく 外国	つながる生徒への支援充実	26
2 会議活動状況							
(1)	かいぎ 会議	かいさい 開催	じょうきょう 状況		29		
(2)	こうほう 広報	かつどう 活動	た と	か か	つ つ	どう どう	33
3 参考資料							
(1)	けんない 県内	がいこくじん 外国人	とうろくしゃすう 登録者数	の推移	34		
(2)	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ 議会	せっちようこう 設置要綱		38		
(3)	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ 議会	うんえい 運営	ようりょう 要領	41		
(4)	がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ 議会	ぼうちよう 傍聴	ようりょう 要領	43		
4 外国籍県民かながわ議会（第10期）委員名簿							
					45		

ねん がつ にち
2019年5月23日

かながわけんちじ くろいわ ゆうじ さま
神奈川県知事 黒岩 祐治 様

がいこくせきけんみん かいぎ
外国籍県民かながわ会議
いいんちょう
委員長 トニー ジャスティス

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議 (第10期) 最終報告について

わたし だい き がいこくせきけんみん かいぎ くに ちいき しゅっしんしゃ めい いいん
私たちが第10期外国籍県民かながわ会議は、15の国・地域の出身者20名の委員
こうせい ねん がつ かつどう こんかい きょうぎけつか
で構成され、2016年11月に活動をスタートしました。今回ここに、その協議結果
ちじ ほうこく ていしゅつ
を知事への報告として提出いたします。

ねん がつ じてん にほんぜんこく す がいこくせきじゅうみん にん ねん くら
2018年12月の時点で日本全国に住む外国籍住民は、2,731,093人、2017年に比
べ 169,245人 (6.6%) 増加しています。2018年12月の入国管理法の改正に伴
い、新たな在留資格を持つ外国人が日本で働き始め、今後日本に中長期滞在、
または居住する外国人はより一層増加することでしょう。

にほん ざいじゅう がいこくせきけんみん こくせき にほん き りゅう
日本に在住する外国籍県民は、国籍やアイデンティティ、日本に来た理由
など様々です。いわゆるオールドカマーとして日本に移り住んだ人々やその
しそん とくべつえいじゅうしゃ えいじゅうしゃ きぎょう はたら こうどせんもんしよく ぎのうじっしゅうせい りゅうがくせい
子孫 (特別永住者)、永住者、企業で働く高度専門職、技能実習生や留学生
など、様々な在留資格を持ち、生活しています。

このような中で、日本では外国籍住民と地域住民との交流や相互理解が進
み、共に生きるものとして多様性を認め、多文化共生を目指す考え方や取り組
みが増えてきています。しかしまだまだ課題は多く、これから当事者が日本
しゃかい さんかく かか たぶん かきょうせいしゃかい こうちく む ひつようふかけつ
社会の参画に関わっていくことは、多文化共生社会の構築に向けて必要不可欠
なことと考えます。多様な立場の人々が日本社会の将来を考え、多様な意見
もと たぶん かきょうせいしきく すいしん みらい にほんしゃかい ひとびと
を基に多文化共生施策を推進していくことは、未来の日本社会をすべての人々
がより豊かに、より暮らしやすく発展させることにつながると考えます。

かながわけんない がいこくせきけんみん ねん がつ とうけい にん しゅっしんこく
神奈川県内の外国籍県民は、2019年1月の統計では212,567人となり、出身国・
ちいき のぼ ねん どうこうせいろどうしよう じんこうどうたいとうけい
地域は174に上ります。2016年度厚生労働省の「人口動態統計」によると、
かながわけん う こ にん りょうしん がいこくじん
神奈川県で生まれる子どもの19人にひとり、両親のいずれかが外国人になり
ます。

歴史的に見ても古くから外国人との交流が盛んで、たくさんの外国人が住んでいる神奈川県においても、市区町村の行政窓口の対応をはじめ、ホームページや生活に関するお知らせなど多言語化が進み、外国籍県民が多言語で相談できる窓口は増えてきています。しかしながら、生活するうえで困難を抱えている外国籍県民がまだまだ多いのも現状です。また、外国につながる子どもたちも年々増え、公立学校における在籍率も高まってきています。今後の多文化共生社会のためにも、その子たちの日本語教育や、公立学校における多文化共生教育の推進も急務です。

今回私たちは、身近なところで日常的に感じている困難な点について出し合い、解決に向けて何が必要かを議論してきました。外国人が孤立せず、地域社会を構成する住民として、共に生活していくために必要な施策を考え、その内容を提言にまとめました。

情報提供・就労部会では、神奈川県で生活する外国籍県民に必要な情報「より早くよりの確に」届けるための方法を考え、提言としてまとめました。神奈川での暮らしを問題なくスムーズにするために、誰もが必要な情報を入手できるシステムを目指しました。子育て・教育部会では、地域や学校で外国籍県民や外国につながる子どもたちが集うための仕組みや、教育現場における多文化共生教育の充実のために必要な事について提言にまとめています。

この提言を読んだ行政職員一人一人が、同じ地域で生活する外国籍県民の声に耳を傾け、当事者と共に問題解決に向けて歩みを進めてくれることを期待します。

最後に、外国籍県民かながわ会議を設置し、事務局を務めていただいた神奈川県に感謝します。

外国籍県民かながわ会議の今後によせて

外国籍県民かながわ会議は、多文化共生社会を目指すため、当事者である外国籍県民の声を県政に反映する目的で設置され、今回で第10期を迎えました。委員間の協議を進める中で、20年に及ぶ外国籍県民かながわ会議の成果を振り返るとともに、今後の展望についても話し合ってきました。

提言をきっかけに外国人のすまいや医療通訳の課題が取り上げられ、神奈川県における居住支援ネットワークの構築や医療通訳制度が生まれました。その他にも県立高校の在県外国人特別枠の拡充や、日本語指導、学習支援の充実、外国籍県民のための相談窓口の設置など、外国籍県民かながわ会議の提言は神奈川県が多文化共生施策を後押ししてきました。当事者の声を行政の方々に届けることが出来る外国籍県民かながわ会議は、神奈川県が多文化共生社会推進のためにとっても大きな役割を果たしてきたといえるでしょう。

しかし今まで出されてきた提言に対する措置状況を調べる中で、依然として解決できていない課題があることも実感しました。

また、会議が設置された当初と比べて、外国籍県民を取り巻く状況もより多様化しており、社会情勢も変化してきています。おりしも2018年12月25日に、「外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けて取り組むとともに、外国人と共生社会の実現に向けた環境整備を推進する」ための総合的施策として、政府は「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を発表しました。神奈川県に住むすべての人々が、互いの人権を大切にし支えあえるよりよい多文化共生社会の推進を図るためにも、今後の会議のあり方について再検討すべき段階にあると感じています。

外国籍県民かながわ会議のあり方や活動が、今後もより一層充実したものになることを願います。

第10期外国籍県民かながわ会議 委員一同

1 知事への提言

(1) 提言項目一覧

提言1 多言語情報の電子化および周知に関する提案

提言内容

- (1) 多言語化した行政サービス情報を、すべて電子化することに努め、外国人が必要な情報を見つけやすいように県のホームページに集約させること。また、日本語以外で検索できる形式のファイルで保存するよう努めること。
- (2) 子育て分野の情報については、やさしい日本語で作成し、資料の配布場所を拡大するよう努めること。
- (3) 外国籍県民が必ず立ち寄る市町村の役所窓口や国際交流ラウンジ等で、県のホームページに必要な多言語情報があることを伝えるチラシ（1枚程度）を作成し、各窓口で渡すよう働きかけること。

提言2 外国人と行政の間のコミュニケーション促進

提言内容

神奈川県に転入して来たばかりの外国人や、すでに居住している外国人を対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、県の魅力等を説明し、自立して安心した生活が送れるよう支援するオリエンテーションを開催する。

提言3 外国人への就労サポート体制の強化

提言内容

- (1) 外国人就職フローチャート図の作成と提供を行う。
- (2) 関連ビデオなどの解りやすい説明ツールの作成と提供を行う。
- (3) 就職者及びご家族に適用する生活保障サポートなどを相談できる窓口を増やしてほしい。
- (4) 就職活動、就職後、失業、それぞれの形態に応じた対応言語の情報をもっと増やしてほしい。

提言4 「外国人子育てひろば（仮称）」設置について

提言内容

外国につながる親子または親が集まり、子どもの学校生活や家庭生活に関する情報を交換する場として、「外国人子育てひろば（仮称）」をつくること。

提言5 学校現場での多文化共生教育の推進

提言内容

- (1) 小中学校において外国につながる児童生徒と日本人児童生徒が交流する機会を設けるよう支援すること（小学校は「国際クラブ（仮称）」・中学校は「国際部活（仮称）」をつくる）
- (2) 市町村立の学校が利用しやすい多文化共生教育・国際理解教育の外国籍講師等を紹介する窓口等の設置
 - 1) 既にある実践や人材の把握、確保
 - 2) 学校現場への紹介やコーディネート業務を担う

提言6 県立高等学校における外国につながる生徒への支援充実

提言内容

- (1) 外国につながる生徒の日本語学習支援を充実すること。
- (2) 県立高校における外国につながる生徒に関する教員研修の新任研修、5年経験者研修、15年経験者研修及び管理職研修を充実・強化すること。

(2) 情報提供・就労部会の提言

提言1 多言語情報の電子化および周知に関する提案

提言内容

- (1) 多言語化した行政サービス情報を、すべて電子化することに努め、外国人が必要な情報を見つけやすいように県のホームページに集約させると。また、日本語以外で検索できる形式のファイルで保存するよう努めると。
- (2) 子育て分野の情報については、やさしい日本語で作成し、資料の配布場所を拡大するよう努めること。
- (3) 外国籍県民が必ず立ち寄る市町村の役所窓口や国際交流ラウンジなどで、県のホームページに必要な多言語情報があることを伝えるチラシ（1枚程度）を作成し、各窓口で渡すよう働きかけること。

【理由】

(1) 多言語情報の電子化について

神奈川県には様々な多言語情報があるが、紙媒体のものも多く存在し、拡散や更新時の対応に限界があるように思える。今後、国の入国管理法改正により外国籍県民が急増する見込みがあることから、いち早く情報を行き渡らせ、かつタイムリーに更新できるか否かで、情報発信の意義が問われる時代になる。そのため、なるべく一か所に集約したうえ、言語別に情報を格納できれば、これらの問題をクリアできると考える。情報への入口として、県のホームページのトップページが最も妥当だと考えるため、現行のトップページに、外国籍県民が情報を探しやすいよう若干のレイアウト変更を加え、発信元が異なる様々な情報を電子化したうえ、言語別に格納

し(もしくはリンク先URLを貼り付けて)集約させることを提言する。なお、
現行の県のホームページでは、トップページに Translate というボタンがあ
り、言語を選択すると google 翻訳を行う仕組みになっているが、県のホー
ムページで目立っていないことや、google 翻訳はすべてを正確に翻訳するこ
とができないという問題があると思う。

具体的には、

- ① ホームページのトップページ (http://www.pref.kanagawa.jp/) 上部に、誰か
見てもわかるように (大きいサイズにするなど) 「LANGUAGE」の一文を追加す
る。
- ② 「LANGUAGE」をクリックすると、6言語 (中国語・タガログ語・ベトナム語・ポ
ルトガル語・スペイン語・英語) で言葉を表す単語 (例: English、簡体字、
繁体字... など) + 「やさしい にほんご」が表示され、検索者は自分がもつとも
読みやすい言語を選択できるようにする。
- ③ 県および県の関連施設が多言語または「やさしい にほんご」で作成した
情報を、②のそれぞれの言語ページに格納する。

(2) 子育て情報の「やさしいにほんご」版の作成について

神奈川県第三セクターである、公益財団法人かながわ国際交流財団で
は、子育て全般・母子保健・保育に関する情報を多言語化しホームページ
などで案内している。現在、外国人住民の子育てを支援する取り組みとして、
外国人が日本で出産・子育てする手順をわかりやすく示した「外国人住民

のための子育てチャート～妊娠・出産から小学校入学まで～」などを含む、「外国人住民子育て応援キット」を2017年6月から配布している。

参考「外国人住民子育て応援キット」の詳細内容について

〈対象言語〉6言語（中国語・タガログ語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語・英語）

〈内容〉子育てチャート、産前・産後確認シート、多言語医療問診票（産婦人科・小児科）、多言語ナビかながわのチラシ、INFO KANAGAWA のチラシ

〈配布場所〉県内市町村母子手帳交付窓口、協力医療機関（産婦人科・小児科）、

多言語支援センターかながわ（外国人住民へ窓口で配布）

〈配布期間〉平成30年3月まで（在庫がなくなり次第終了）

上記のとおり、多言語医療問診票（18言語）以外の資料については、6言語程度しか翻訳されていないことが分かった。現状では、やさしい日本語版がないので、6言語（中国語・タガログ語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語・英語）が分からない外国人には分かりにくくなっている。

必要な情報をすべての言語に翻訳することは難しいと思うが、やさしい日本語版があれば多くの外国人が理解しやすくなると思う。日本語が不自由、社会理解が不十分な外国人にとって自ら情報を探するのは難しいことである。

特に子育てに関することは制度や仕組みが日本と外国では違うことが多くあって、とまどいや知らなかったことにより子どもに必要な検診や受診をさせられ

なかったという話を聞くことが多いと感じているので、ライフコースに沿って適切な情報を少なくともやさしい日本語版は作成し、積極的に提供してもらおうことで、トラブル等を未然に防ぎ、暮らしやすいことが期待できる。

【参考】

外国人住民のための子育て支援サイト <http://www.kifjp.org/child/>

多言語医療問診表サイト <http://www.kifjp.org/medical/>

(3) 多言語情報の周知について

必要な多言語情報が県のホームページにあることを周知するチラシを1枚作成し、市町村の役所の窓口や小学校、児童館、公民館、国際交流ラウンジ等を訪れた外国籍県民に配る。ただし、情報量が多すぎるのではかえって困惑させてしまう恐れがあるため、多言語情報ページの入口にリンクするQRコードやURL程度の量が妥当だと考える。周知の方法は、チラシの配布だけでなく、窓口に行った際に目につくようなポスターや看板（内容はチラシと同程度のものでよい）の作成も必要である。

ていげん がいこくじん ぎょうせい あいだ そくしん
提言2 外国人と行政の間のコミュニケーション促進

ていげんないよう
提言内容

かながわけん てんにゆう き がいこくじん きょじゅう がいこくじん
神奈川県に転入して来たばかりの外国人や、すでに居住している外国人を
たいしょう ぎょうせい せいど じょうほう せいかつ おく うえ かながわけん
対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、神奈川県
のみりよくなど せつめい じりつ あんしん せいかつ おく しえん
の魅力等を説明し、自立して安心した生活が送れるよう支援するオリエンテ
ーションを開催する。

りゆう
【理由】

かながわけんざいじゅう がいこくじん ねんねんぞうか ねん がつ にちげんざい がいこく
神奈川県在住の外国人は年々増加しており、2019年1月1日現在での外国
じんすう にん こんご おお がいこくじん かながわけん く こと よそう
人数は212,567人となった。今後、多くの外国人が神奈川県に来る事が予想さ
れるので、神奈川県に入って来る外国人が滞在しやすく、神奈川県に住み続け
たいと思ってもらうような様々な工夫・改善が必要だと思ふ。

けんない がいこくじん じょうきょう み しゅっしんこく ぶんかてきはけい らいにち りゆう にほんご
県内の外国人の状況を見ると、出身国や文化的背景、来日の理由、日本語
のうりよく さまざま ひとびと
能力などは様々である。そのため、コミュニティーやネットワークがない人々
もおおり、「どこに行けば情報がもらえるのか」や「どんな制度があるのか」等
を聞かれることが多い。

ひ ごごろの生活で外国人が行政窓口へ足を運ぶ事は少ないが、いちにち はや
じりつ あんしん せいかつ おく がいこくじん ぎょうせいしよくいん
自立し安心して生活が送れるようになるためには、外国人と行政職員との
あいだ がいこくじん ない ひつよう おも
間、また外国人コミュニティー内でのコミュニケーションが必要だと思ふの
で、オリエンテーションなどを実施し、こうりゅう はか きかい あた ひつよう
で、オリエンテーションなどを実施し、交流を図る機会を与えることが必要
だと思ふ。

じっし おお がいこくじん さんか けんないかくち もうら
実施にあたっては、多くの外国人が参加しやすいように県内各地を網羅し、
ふくすうかいじっし のぞ けん けんない しちょうそん こくさいこうりゅうきょうかい にゆう
複数回実施することが望ましいので、県と県内の市町村・国際交流協会、入
こくかんりきょくなど れんけい きょうりよく おこな きたい
国管理局等が連携・協力して行うことを期待する。

さらに、全ての情報や制度を詳しく説明するのではなく、情報や制度がある事の説明を受ける場（オリエンテーション）のようなプログラムがあるとよいと思う。

具体的なオリエンテーション・プログラムのイメージ

【内容】

- 1 生活に最低限必要な情報
 - 1.1 行政サービスの窓口と問合せ先一覧
 - 1.2 医療・防災情報（例：119番多言語対応、多言語医療問診票、医療通訳サービス、防災時の対応等）
 - 1.3 基本的・義務付けられている主な制度
 - 1.3.1 税金、健康保険、年金等
 - 1.3.2 在留資格について等
- 2 申請主義の文化的背景
- 3 生活に役立つ情報
 - 3.1 日本語学級（例：識字学級の紹介）
 - 3.2 神奈川県内の施設（例：国際交流センター、県民センター、市町村別の施設の案内）

4 日本人が外国人に知って欲しい内容

4.1 日本で生活する上で守る必要があるルールやマナー（例：自転車の乗

り方、夜中は騒がない）

4.2 交流の場や楽しく暮らす為に基本的な文化やお祭り情報

5 Q&A

行政機関関係者・有識者に自由に質問出来る事・時間をしっかり確保

することが重要。多言語で対応出来る事が望ましい。

【対象】

神奈川県に転入して来た人（主に海外から来た人）

すでに神奈川県に居住している外国人のうち、希望する人

【実施時間】

2時間程度（十分なQ&Aを含む）

【対応言語】

現存する多言語資料を活用。主な対象者である外国人の事を配慮し外国語

でのセッションを開催（例：英語の回・中国語の回）

全ての外国語での実施は非現実的な為、やさしい日本語の回も開催する。

【開催者】

オリエンテーション・プログラムの内容を熟知している有識者＋通訳者の

体制で実施。県と市町村・国際交流会が協力し合い実施するのが理想的。

ばしょ ひんど
【場所・頻度】

かながわけんないかくち もうら じっし ほ てんにゆう き がいこくじん
神奈川県内各地を網羅するように実施して欲しい。転入して来た外国人が

らく たの せいかつでき かくげんご かい ふくすうかいかいさい ほ おな
楽に・楽しく生活出来るように各言語での回を複数回開催して欲しい。同じ

げんごしようしゃ おお あつ ほんばいてん とう かいさい
言語使用者が多く集まるレストランや販売店、オフィス等で開催できること

のぞ
が望ましい。

(こうほう
【広報】

きそん こうほうしゅだん し くやくしょ けん とう
既存の広報手段（ウェルカム・セット、市・区役所、県のホームページ等）、

みんかんきぎょう けんない だいがくとう れんけい こうほう しゅうち おこな
民間企業や県内の大学等と連携して広報・周知を行う。

提言3 外国人への就労サポート体制の強化

提言内容

- (1) 外国人就職フローチャート図の作成と提供を行う。
- (2) 関連ビデオなどの解りやすい説明ツールの作成と提供を行う。
- (3) 就職者及びご家族に適用する生活保障サポートなどを相談できる窓口を増やしてほしい。
- (4) 就職活動、就職後、失業、それぞれの形態に応じた対応言語の情報をもっと増やしてほしい。

【理由】

(1) 外国人への就労サポート体制の強化

人は生計を立てるためには働かなければならない。きちんとした就職ができてこそ、ご家族を含め日本で安心をして暮らせるようになる。そのためには、就職支援が必要な外国人へのサポート体制の充実が必要となる。

特に、外国人が初めて日本で就職する場合、文化の違いや言葉の壁もあるため、最低限確認しておく必要な事項及び交わすべき書類などについて、確認不足のままに入社してしまい、働き始めてから労使関係のトラブルが発生し、大変辛い経験をされた方もいる。

例えば、就職活動の際には、まずは、求人情報の仕事内容や雇用形態を正しく理解し、フルタイム勤務か、パートタイム勤務か、正社員か、契約社員、派遣社員などのそれぞれの求人雇用形態を明確にした上で、勤務時間と賃金、雇用契約書等確認事項をきちんと確認しなければならない。そのような基本的な就労の流れについて、チャート図や動画などのツールを作成し、外国人に

も分かりやすい情報提供を行うことが必要である。

また、入社後に外国人にも適用する雇用保険や生活保障サポートができる保険は何かあるかなど、個別にアドバイスを受けられる相談窓口のようなどころが必要である。

(2) 外国人就職向け情報の更なる多言語化を進める必要性

調べたところ、神奈川県では、「かながわ労働センター」という場所で、外国人労働相談を中国語、スペイン語、ポルトガル語で実施している。言語については、英語やタガログ語で実施していたことも、過去にあったようだが、問い合わせ件数があまりない状態が続いたため、現在では実施していないとのことだった。現在は、ニーズの多い言語を対応言語としている。

確かに対応言語を設けるには、ニーズの多い言語から実施すべきである。

一方、平成30年9月から新たにベトナム語の対応を始めたように、その時代のニーズに応じた対応言語となるよう定期的に見直しをしてほしい。

提言4 「外国人子育てひろば（仮称）」設置について

提言内容

外国につながる親子または親が集まり、子どもの学校生活や家庭生活に関する情報を交換する場として、「外国人子育てひろば（仮称）」を作ること。

【理由】

2016年度厚生労働省の人口動態調査によると、2016年に神奈川県で生まれた子どもたちのうち、19人に1人は両親のいずれかが外国人の子どもである。

外国につながる子どもが増えている中で、外国人の親子が相談をし、友達を作ることのできる、彼らの“居場所”となる外国人子育て広場をもっと増やすことが重要である。

子育てひろばやサロン、子育て支援センターは神奈川県内の区役所などにたくさんあるが、多言語対応しているものは少ない。約4万1千人の外国人が住んでいる川崎市内では、多摩区役所の「外国人の子育て広場」、高津区役所の「高津区外国人の子と保護者のための子育てひろば」、川崎市国際交流センター内にあ
る「国際子育て広場コアラ」、県内で一番多くの外国人が住んでいる横浜市内でも南区の「はぐはぐの樹」、鶴見交流ラウンジ内にある「カンガルーサロン」と「わっくんひろば」など、外国人子育てひろばの数は数カ所しかなく、その他の市町村ではさらに少なくなっている。

じつれい かしよ がいこくじんこそだ きんかじょうきょう
実例：2箇所の外国人子育てひろば 参加状況

たまぐ がいこくじんこそだ にほんじん にん がいこくじんひとり へいせい ねん がつ
 1. 多摩区外国人子育てひろば（ボランティア：日本人3人、外国人1人）※平成30年7月

まつじてんちようさ
 末時点調査

参加者（親子）												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 28				6組	7組	10組	10組	休み	9組	6組	6組	3組
平成 29	3組	4組	4組	2組	1組	4組	6組	休み	9組	8組	4組	6組
平成 30	4組	9組	6組	4組	3組	1組	10組					

たかつくがいこくじん こ ほとしや こそだ にほんじん にん がいこくじん にん
 2. 高津区外国人の子と保護者のため子育てひろば（ボランティア：日本人6人、外国人0人）

へいせい ねん がつまつじてんちようさ
 ※平成30年2月末時点調査

参加者（親子）												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 29				2組	4組	5組	9組	6組	7組	10組	12組	5組
平成 30	2組	3組										

たかつくがいこくじん こ ほとしや こそだ とくべつ へいせい ねん がつまつじてん
 * 高津区外国人の子と保護者のため子育てひろばの特別イベント※平成30年2月末時点

ちようさ
 調査

つき 月	イベント	さんかしゃ 参加者（人）
がつ ねん 7月2017年	ぼうさいくねん 防災訓連	28人
がつ ねん 11月2017年	ちいき 地域めぐり	28人
がつ ねん 2月2018年	りようり ぶんか 料理+文化	32人

きぞん こそだ ひろば おお たげんごたいおう にほんご じゅうぶん はな
 既存の子育て広場の多くは多言語対応がないため、日本語を十分に話せない

ひと ちかつ たげんごたいおう きぞん こそだ ひろば
 人にとっては、近付きにくくなってしまふ。多言語対応がない既存の子育て広場

に参加した外国人からは、「日本人向けの広場に参加した時、日本人のお母さんたちは自分が日本語を話せないと知ったとたんに、自分に話しかけてこなくなった」、「自分の子どもが日本人とは違う見た目だからか、他の日本人のお母さんたちからじーっとみられていたことに、日本人の外国人への差別を感じた」などの声があった。言葉の壁、文化や国の制度、学校システムが、日本と他の国では大きく異なっているのに、日本の制度やシステムを理解できないことが外国人の親への負担となり、利用しなくなってしまう現状がある。

まずは多言語対応があり、安心して利用できる外国につながる親子のための子育てひろばが必要である。このことは「外国人ひろばは多言語対応であったため、様々な情報を受け取ることができ、その後の生活に役立った」、「たくさん友人ができたため、日本に住むことが億劫ではなくなり、むしろ最近楽しくなった」という多言語対応のある子育てひろばへの参加者の声からも明らかである。

外国人子育てひろばは、外国人の親同士が交流できるため、悩み相談や情報交換をしやすい場所となり、彼らの日本での”居場所“という点でもメリットがある。また、子育て卒業と同時につながりが薄くなる親同士がつながりを保つためにも、親だけでも参加できるような場所にする必要がある。

同じ国同士の外国人に限定するのではなく、様々な国や地域出身の方のためのひろばとすることで、1つの国や地域出身者だけで固まらないようにし、外国人子育てひろばに参加して日本の子育てに慣れてきた親には、日本人と一緒に既存の子育てひろばも紹介し、その利用も促すことによって、多文化共生を図るうえで重要な拠点となりえる。

以上の事から、子どものいる外国人の親同士がいつでも集まれて、コミュニケーションや情報交換ができる「外国人子育てひろば(仮称)」をつくって欲しい。

現在、外国人集住地域の一部で開催されている実績を生かし、神奈川県全域にこのような広場を広げていくためにも、各市区町村での広場開催に向けたきっかけ作りを県が担うことはできないか。実施している外国人子育て広場の経験を共有するための交流会を開催したり、「外国人親ひろば」実施に向けたイベントなどを実施してほしい。

(参考)

川崎市ホームページ、鶴見国際ラウンジホームページ、はぐはぐの樹だより、横浜市南区ガイド、相模原市ホームページ、国際子育てひろばコアラホームページ、多摩区外国人子育てひろば、高津区外国人の子と保護者のため子育てひろば
かながわ国際交流財団HP「外国人のための子育て支援サイト」

<http://www.kifjp.org/child/link>

提言5 学校現場での多文化共生教育の推進

提言内容

- (1) 小中学校において外国につながる児童生徒と日本人児童生徒が交流する機会を設けるよう支援すること(小学校は「国際クラブ(仮称)」・中学校は「国際部活(仮称)」を作る)
- (2) 市町村立の学校が利用しやすい多文化共生教育・国際理解教育の外国籍講師等を紹介する窓口等の設置
 - 1) 既にある実践や人材の把握、確保
 - 2) 学校現場への紹介やコーディネート業務を担う

(1) 国際クラブ(仮称)・国際部活(仮称)の設置について

文部科学省の調査によると、神奈川県にいる日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は平成26年の3,228人から、平成30年の3,947人に増加しており、2年間で22%増加している。また、横浜市教育委員会の調査では、小・中学校、夜間学級において、日本語指導が必要な児童生徒についても、平成25年の1,397人から平成28年は1,670人に増加しており、3年間で20%増加している。

そのような現状に伴い、学校現場では日本語指導が教員やボランティアによって、積極的に行われている。

(参考) 横浜市における外国人への日本語学習支援の取り組みより抜粋

*平成29年9月に、外国人が集中するエリアに、日本語支援拠点施設「ひまわり」を開設し、日本語指導・学校ガイダンス・教育相談対応等を行っている。

*国際教室担当教員の追加配置

日本語指導を要する外国籍等児童生徒が5名以上の場合は教員1人、20名

いじょう ばあい きょういん にん たいおう へいせい ねんど し ひい かん
以上の場合には教員2人で対応することとしていたが、平成29年度の市費移管

ともな はいちきじゅん みなお よてい
に伴い、配置基準を見直す予定である。

にほんごしどう ひつよう じどうせいと たい しえんじぎょう
*日本語指導が必要な児童生徒に対する支援事業

じどうせいとしえんひじょうきんこうし がいこくごほじょしどういん はいち
児童生徒支援非常勤講師・外国語補助指導員を配置

よこはましにほんごきょうしつ
*横浜市日本語教室

にほんごしどうしかく こうし しどう
日本語指導資格をもった講師が指導

ぼごもち しえん
*母語を用いたボランティア支援

じどうせいと ぼご せいかつてきおう がくしゅうしえん
児童生徒の母語ができるボランティアによる生活適応・学習支援

がくつうやく ぼごしゃたいおう
*学区通訳ボランティア（保護者対応）

こじんめんだん にゅうがくせつめい かていほうもんどう つうやく よこはましこくさいこうりゅうきょうかい
個人面談、入学説明、家庭訪問等における通訳（横浜市国際交流協会に
いたく
委託）

た かくしゅ はっこう にほんごしどうしゃようせいこうざ じっし きょういんむ
*その他、各種ガイドブックの発行・日本語指導者養成講座の実施（教員向け
けんしゅう
研修）

かぎ きょういん なか にほんごしどう ひつよう じどうせいと ぞうか
しかし、限られている教員の中で、日本語指導が必要な児童生徒の増加

けいこう てんしゅつにゅう はげ きょういん じどうせいと にほんご しどう しゅうとく ちゅうしん
傾向と転出入が激しく、教員も児童生徒も日本語の指導や習得が中心と

じどうせいとどうし たぶんかこうりゅう あとまわ
なり、児童生徒同士の多文化交流などは後回しになりがちである。もちろん

がいこく じどうせいと にほんご しゅうとく ひつようふかけつ
外国につながる児童生徒たちにとって日本語の習得は必要不可欠ではある

どうじ じこ ぼご ぼぶんか ほじ じゅうよう ぼぶんか はっしん
が、同時に自己の母語や母文化の保持も重要であり、母文化を発信しながら

にほんしゃかい なじ たいせつ かだい こくさい
日本社会に馴染んでいくことも大切な課題であるといえる。そのため国際ク

しょうがっこう こくさいぶかつ ちゅうがっこう せっち たんとうきょういん せいと こうりゅう
ラブ（小学校）、国際部活（中学校）を設置し、担当教員が生徒の交流

かつどう ひつよう にほんご とくく しどう ていきてき ぶんかさい
活動に必要な日本語や取り組みなどを指導し、定期的に文化祭やイベントの

とき がいこく じどうせいと まわ にほんじんじどうせいと ほごしゃ ちいき
時に、外国につながる児童生徒が周りの日本人児童生徒、保護者、地域の
かたがた じぶん ぼご ぼぶんか ほっしん きかい かれ じしん
方々に自分の母語や母文化を発信する機会をつくることにより、彼らが自信
をつけられると ^{かんが}考える。

また、日本の児童生徒が身近に外国語や外国文化を学ぶことで、自らも多
ぶん かしやくい い いちいん きづ せかい ひろ かんしん も にほん
文化社会に生きる一員であることに気づき、世界に広く関心を持ち、日本に
す がいこくじん とも まな きかい かんが げんじょう
住む外国人と共に学んでいくととてもいい機会になると考える。ただ、現状
ではこういった指導や支援は極めて少なく、クラブや部活のシステムと
にほんご わ しょうがっこう ぶかつ ちゅうがっこう はい
日本語が分からないために、クラブ（小学校）と部活（中学校）に入ら
ず、^{ほうかごさび}放課後寂しく帰宅する外国につながる児童生徒が ^{ほとん}殆どである。周りの
にほんじんじどうせいと ちいき なじ うしな
日本人児童生徒と地域に馴染んでいくチャンスを失っているのはとても
^{ざんねん}残念なことだと思ふ。

こくさい かしょう こくさいぶかつ かしょう せっち がっこう なか
国際クラブ（仮称）・国際部活（仮称）の設置することによって、学校の中
たぶんかきょうせい かんきょう きょういん にほんじんじどうせいと がいこく じどう
に多文化共生の環境ができ、教員、日本人児童生徒、外国につながる児童
せいと ほごしゃ れんけい がっこうせいかつ じゅうじつ
生徒、保護者がよく連携できるようになることは、学校生活がより充実する
ことにつながり、グローバル化の進む現代では、日本人児童生徒にも、外国
につながる ^{じどうせいと}児童生徒にも、とてもプラスになることだ ^{かんが}と考える。

(2) 多文化共生教育推進のための窓口設置について

(1) ^ので述べたように、外国につながる児童生徒にとって、校内で自分のル
ーツや母文化を明らかにして生活できることはとても大切なことであり、そ
のためには ^{がいこく}外国につながる児童生徒への働きかけと共に、^{がっこうない}学校内の環境つく

りや周りの日本人児童生徒への働きかけがとても重要である。

同じ地域に暮らす住民として、外国につながるのがある友達の存在やその背景、文化について学校生活を通して相互理解が進むと考えられる。そのためにも、外国を知るための国際理解教育ではなく、もう一步踏み込んで共に地域社会の中で暮らしていく存在として外国につながる友達を認識し、共に生きることを目指す多文化共生教育が不可欠である。

横浜市の小学校においては、クラスの外国につながる児童の母文化について授業の中で触れ、教師が教えるだけでなく同じルーツを持つ講師を招聘している。先輩講師との出会いによって、外国につながる子どもたちが自分の母文化について積極的に発表し、周りに伝える機会を持てるようになっていく。外国につながる先輩講師の存在は、子どもたちに安心感を与え、背中を押している。クラスの日本人児童にとっても、「外国につながる友達」の存在についての認識は確実に高まり、自分たちの生活する集団の中に「ちがひ」を持つ友達が存在することを、日々の授業や学校生活の中で体験している。

現在の学校現場では外国につながる子どもたちが日本文化に慣れ、日本語を学ぶためのサポートは少しずつ推進されているが、クラスのすべての子どもたちを対象とした国際理解教育や多文化共生教育（異なる文化を理解し、共生する理念を推進する教育）については各現場の先生方が手探りで進めている現状がある。

今まで実施された国際理解教育や多文化共生教育の実践状況を見ると、外国につながるの児童生徒が多い学校や、地域に外国人を支援するNPOや団体など相談できる所がある場合の実施率が高い。実際に、川崎市で行

れている「民族文化講師ふれあい事業」は地域の団体が事業を受託する形で、
継続的な取り組みとして学校に根付いている。この事業を利用した川崎市内の
学校数は平成26年度57校、平成27年度53校、平成28年度53校となっているが、
それ以外に学校からの直接依頼が年に20～30校ほどあることをみても、
身近に相談・連携できる人や団体、窓口があることで、実施率が上がるのが
期待できる。

10期に至るまで、国際理解教育や多文化共生教育についてはたくさんの
提言が出され、主に高等教育内での実践については、かながわ国際交流財団
(K I F)の「高校国際教育支援事業」や「多文化共生教育ネットワーク
かながわ」の教育・進路サポート事業などの実績がある。「PLANET (プラネッ
ト) かながわ」や「ハイスクール人材バンク」においても、神奈川県内の生涯
学習に関する講座・イベント等の案内や、国際理解教室や多文化共生教育
に関する指導・支援を行う人材を派遣するなど、支援を行っている。こうし
た取り組みを高等教育や生涯学習の範囲だけでなく、義務教育課程から
取り入れられるよう、周知のための広報活動の強化や、受け入れ窓口の設置、
人材の確保と育成方法を検討するなど、既存の取り組みを継続・充実させ、よ
り利用しやすい仕組みづくりを検討し、多文化共生教育を推進するシステム
作りを早急に進める必要がある。

(参考)

- ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」の
結果について

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.html

- よこはまし がいこくじん にほんごがくしゅうしえん
・横浜市における外国人への日本語学習支援

<http://www.nkg.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/02/170220-3.pdf>

- みんぞくぶんかこうし じぎょう かわさきしきょういくいんかい
・「民族文化講師ふれあい事業」川崎市教育委員会

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000>

[020/20325/file13562.pdf](http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000020/20325/file13562.pdf)

- こうこうこくさいきょういくしえんじぎょう こくさいこうりゅうざいだん
・「高校国際教育支援事業」かながわ国際交流財団

<http://www.kifjp.org/nimp/highschool>

- たぶんかきょうせいきょういく
・多文化共生教育ネットワークかながわ

<http://www15.plala.or.jp/tabunka/action.html>

- ・PLANET（プラネット）かながわ

<https://www.planet.pref.kanagawa.jp/>

- じんざい
・ハイスクール人材バンク

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532375/>

提言6 県立高等学校における外国につながる生徒への支援充実

提言内容

- (1) 外国につながる生徒の日本語学習支援を充実すること。
- (2) 県立高校における外国につながる生徒に関する教員研修の新任研修、5年経験者研修、15年経験者研修及び管理職研修を充実・強化すること。

(1) 外国につながる生徒への日本語学習支援の充実について

近年、神奈川県内の外国人人数が増え続けている。それに伴い、県内の各学校に入学する外国につながる生徒が増えつつある。さらに、入国管理法の改正に伴い、これから来日する外国人やその子どもが増えることが見込まれる。こうした中、外国につながる子どもたちのために、より良い学校生活を送れるよう、環境を整えなければならないと思う。

ある県立高等学校を調査したところ、言葉や文化の違いにより、日本人と摩擦が起きてしまったり、日本人にいじめられたり、さらに外国人同士からいじめを受けることがわかった。

日本で生活を送るために、日本語は例外なく必要である。特に高校において友達作りや勉強についていくために日本語が分かることが重要であり、日本語がうまくできないと、勉強もなかなかついていかれず、周囲とのコミュニケーションもうまく取れないため、人から孤立すること(いじめ問題もここから生じる)になりがちである。これを解決するため、まず第一歩は日本語の習得だと考えられる。県立高校(定時制を含む)の場合、「在県外国人等特別募集枠」¹という、外国人に対しての特別な募集枠があり、神奈川県内には

¹ 自国で中卒者、または日本の中学校に通っている来日三年未満の外国につながる生徒は、これを利用することが出来る。

13ヶ所の高校で募集がある。たとえ日本語がそこまでできなくても、高校には合格できるが、生徒たちは日本語がわからないまま、高校に入り、取り出し授業（国語、世界史など）で日本語を教わっていることが分かった。さらに日本語がわからないために、特に漢字圏の出身ではない外国人生徒（例えば、フィリピン、ベトナム、ネパールなど）は、授業についていけず、途中で挫折し中退する生徒も出ている。

調べたところ、ある県立高等学校では、「学習指導員」を派遣する制度を利用して、単なる日本語の勉強だけでなく、中間テストや期末テスト前の教科勉強もしている。それをきっかけに、友達作りもできている。そこで、放課後の時間を利用して、このような日本語を学習する場所作りが必要だと思う。

在県外国人等特別募集枠がある高等学校において、放課後に日本語を学習する場を作って欲しい。

(2) 教員研修について

最近、在県外国人等特別募集枠の高等学校では、多文化共生とはかけ離れた現状があるという。外国人生徒は同じ国の出身者同士だけで集まり、彼らは日本人生徒や日本以外の他国の生徒とのコミュニケーションをあまりとらず、学校生活をおくっているのをよく見かけるという。

ある在県外国人等特別枠の高等学校の先生に話を聞いたところ「現在、若い教員は増えているが、その中で、外国につながる生徒と関わりたくないという教員もいる。できるだけ、避けているようである」という話があった。

教育関係のNPO法人の方にもヒアリングを行ったところ、外国につながる生徒を避けている教員は確かにいて、全県的に外国につながる生徒へのいじ

め問題も多くなっているように感じているので、教員の研修がとても重要
だという話があった。在県外国人等特別募集枠のある高校は、毎年固定では
なく、新しく追加される高校もあるため、新規で在県外国人等特別募集枠を
設置することになった高校は急に外国につながる生徒が増えるので、教員の
意識を高めることがなかなか難しいと思う。したがって、教員の外国につな
がる生徒に関する研修の充実を求める。

だが、教員一人一人の意識を高めるためには、まずは指導する立場にある
管理職が変わらなければ、何も変わらない。したがって、外国につながる生徒
へのいじめ問題の防止・解消に学校全体で取り組んでいくためにも、校長及
び教頭などの管理職への研修も求める。その中で一人一人の教員の意識を
高め、外国につながる生徒との接し方や、日本人生徒と外国人生徒間の潤滑油
となるような役割を期待する。加えて、各高校の状況に合わせ、教員の新任
研修や5年経験者研修、15年経験者研修等において、多文化共生に関する
研修内容を充実・強化して欲しい。

2 会議活動状況
 (1) 会議開催状況

かい 回	かいさいび 開催日・場所	おも 主な協議事項
1	2016. 11. 27 (日曜日) 神奈川県庁新庁舎 5階 第5会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ国際政策推進懇話会の山中副会長から講話があった。 ・ 事務局から、外国籍県民かながわ会議の目的や運営方法などについて説明があった。 ・ 委員の自己紹介等を行った。
2	2017. 2. 5 (日曜日) かながわ県民センター 12階 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局より、神奈川県の業務内容などについて説明があった。 ・ 委員の互選の結果、委員長にトニージャスティス委員を、副委員長にサリアビシエック委員と柳晴実委員をそれぞれ選出した。 ・ 各委員から、第10期で話し合いたいテーマについて、発表した。 ・ 今後の会議日程の目安について事務局から説明があった。
3	2017. 4. 9 (日曜日) かながわ県民センター 12階 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の会議で議論したいテーマについて意見交換を行った。 ・ 次回会議の内容について確認した。 ・ 今後の会議日程を確認した。
4	2017. 6. 4 (日曜日) かながわ県民センター 12階 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の設置、部会長・副部会長の選出、委員の部会所属を決定した。 ・ 広報・情報提供部会、子育て・教育部会、就労部会の3つの部会を設置した。 ・ 今後の会議日程を確認した。
5	2017. 9. 10 (日曜日) かながわ県民センター 12階 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部会に分かれて議論を行った。 ・ 広報・情報提供部会については、SNSの活用について議論した。 ・ 子育て・教育部会については、外国人の親が集まれる場所について議論した。 ・ 就労部会については、外国人の雇用環境整備

		<p>について議論した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の会議日程を確認した。
6	<p>2017. 11. 26 (日曜日)</p> <p>かながわ県民センター 12階 第一会議室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各部会に分かれて議論を行った。 広報・情報提供部会については、防災情報等の発信方法についての議論を行った。 子育て・教育部会については、外国人ママ広場・子育て広場についての議論を行った。 就労部会については、就職支援についての議論を行った。 部会ごとに、次回会議で検討することや、次回までに準備しておくことなどについて協議した。
7	<p>2018. 1. 14 (日曜日)</p> <p>かながわ県民センター 12階 第一会議室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各部会に分かれて議論を行った。 広報・情報提供部会については、情報の電子化についての議論を行った。 子育て・教育部会については、子育てや教育に係る過去の提言の措置化状況についての議論を行った。 就労部会については、就労相談の対応言語についての議論を行った。 部会ごとに、次回会議で検討することや、次回までに準備しておくことなどについて協議した。
8	<p>2018. 2. 11 (日曜日)</p> <p>かながわ県民センター 12階 第一会議室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各部会に分かれて議論を行った。 広報・情報提供部会については、防災情報等の発信方法についての議論を行った。 子育て・教育部会については、外国人ママ広場・子育て広場についての議論を行った。 就労部会については、就職支援についての議論を行った。 部会ごとに、次回会議で検討することや、次回までに準備しておくことなどについて協議した。

かい 回	かいさいび ばしよ 開催日・場所	おも きょうぎじこう 主な協議事項
9	2018. 4. 8 (にちようび) (日曜日) かながわ県民センター (けんみん) 12階 第一会議室 (かい だいいちかいぎしつ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体で提言素案について議論を行った。 ・ 次回会議で検討することや、次回までに準備しておくことなどについて協議した。
10	2018. 6. 10 (にちようび) (日曜日) かながわ県民センター (けんみん) 12階 第一会議室 (かい だいいちかいぎしつ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体で提言素案について議論を行った。 ・ 次回会議の、かながわ国際政策推進懇話会との合同会議について、事務局から説明があった。 ・ 次回会議で検討することや、次回までに準備しておくことなどについて協議した。
11	2018. 7. 8 (にちようび) (日曜日) かながわ県民センター (けんみん) 11階コミュニティカレッジ 講義室 (かい こうぎしつ) 2	<ol style="list-style-type: none"> 1 かながわ国際政策推進懇話会との合同会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍県民かながわ会議において協議中の提言素案について、かながわ国際政策推進懇話会と外国籍県民かながわ会議の委員が意見交換を行った。 2 外国籍県民かながわ会議単独会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回会議のオープン会議の流れや役割分担について協議した。
12	2018. 9. 24 (にちようび) (日曜日) 神奈川県立地球市民 かながわプラザ 1階大・中会議室 (かながわけんりつちきゅうしみん かいだいちゅうかいぎしつ) (オープン会議) (かいぎ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国籍県民かながわ会議の提言素案の発表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供・就労部会、子育て・教育部会から、それぞれ提言素案の概要を発表した。 2 提言素案についての意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発表した提言素案について、会場参加者(県民)から意見を伺った。

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎじこう 主な協議事項
13	2018. 11. 25 (にちようび) (日曜日) かながわけんみんセンター (けんみん) 12階 第一会議室 (かい だいいちかいぎしつ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言素案 (ていげんそあん) について、第11回 (だい 11かい) (かながわこくさいせいさく 推進懇話会との合同会議) と第12回 (だい 12かい) (オープン 会議) で出された意見を (いけん) 確認しながら、今後の 検討事項 (けんとうじこう) について協議 (きょうぎ) を行った (おこな) 。
14	2019. 1. 13 (にちようび) (日曜日) かながわけんみんセンター (けんみん) 12階 第一会議室 (かい だいいちかいぎしつ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終報告書 (さいしゅうほうこくしょ) の構成 (こうせい) について協議 (きょうぎ) を行った (おこな) 。 ・ 最終報告書 (さいしゅうほうこくしょ) に採用 (さいよう) する提言項目 (ていげんこうもく) を決定 (けつてい) し、 内容 (ないよう) について協議 (きょうぎ) を行った (おこな) 。 ・ 提言 (ていげん) にならなかったもの (もの) の扱い (あつか) について協議 (きょうぎ) を行った (おこな) 。
15	2019. 3. 10 (にちようび) (日曜日) かながわけんみんセンター (けんみん) 12階 第一会議室 (かい だいいちかいぎしつ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終報告書 (さいしゅうほうこくしょ) の内容 (ないよう) や構成 (こうせい) について協議 (きょうぎ) を行った (おこな) 。 ・ 最終報告書 (さいしゅうほうこくしょ) の副題 (ふくだい) (サブタイトル) (サブタイトル) を決定 (けつてい) した (した) 。 ・ 今後 (こんご) 、校正 (こうせい) を行 (おこな) い、報告書 (ほうこくしょ) を確定 (かくてい) させること (こと) を決定 (けつてい) した (した) 。

(2) 広報活動・その他の活動

ひつけ 日付	ないよう 内容
2016. 11月 <small>が</small> から 2017. 5月 <small>が</small>	「あーすフェスタかながわ実行委員会」に参加 あーすフェスタかながわ 2017 (開催日：2017年5月20日、21日)
2017. 11月 <small>が</small> から 2018. 5月 <small>が</small>	あーすフェスタかながわ実行委員会」に参加 あーすフェスタかながわ 2018 (開催日：2018年5月19日、20日)
2018. 8月 <small>が</small>	オープン会議 (開催日2018年9月24日) のチラシ作成・発行
2018. 11月 <small>が</small> から 2019. 5月 <small>が</small>	あーすフェスタかながわ実行委員会」に参加 あーすフェスタかながわ 2019 (開催日：2019年5月18日、19日)

3 参考資料

(1) 県内外国人登録者数の推移

平成 31 年 3 月 23 日
記者発表資料

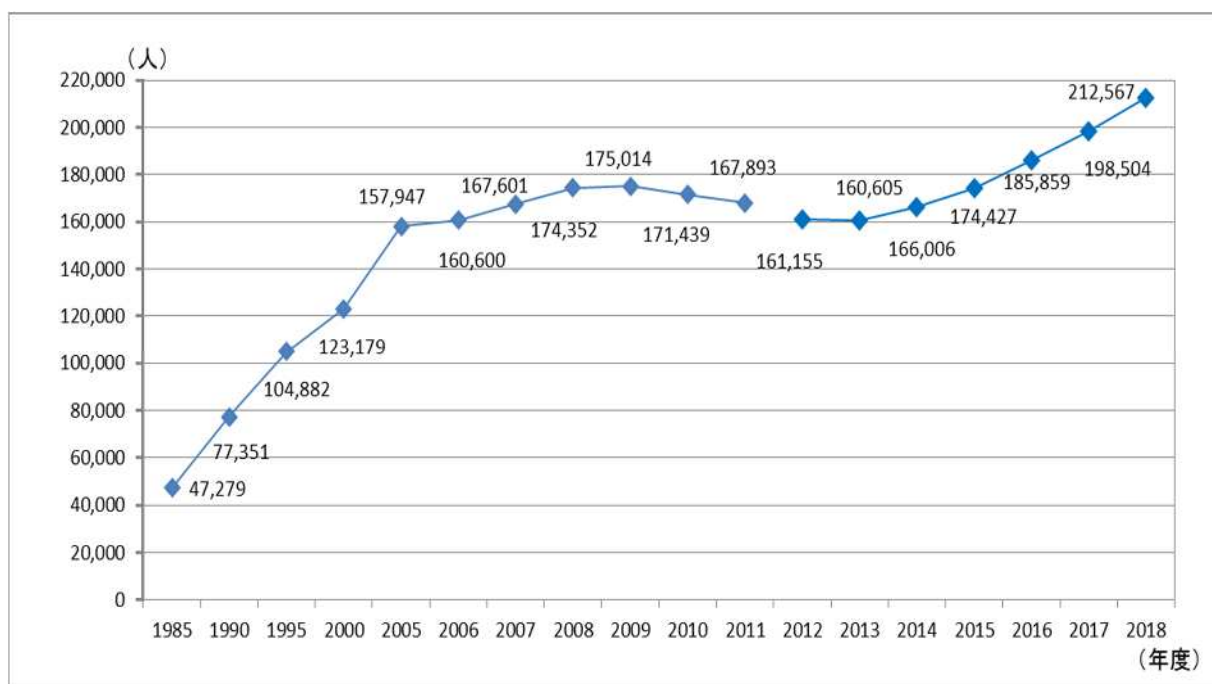
県内の外国人数の調査結果について(平成 31 年 1 月 1 日現在)

この調査結果は、2019(平成 31)年 1 月 1 日現在の住民基本台帳上の外国人数について、県内市町村に対して調査した結果を集計したものです。

1 総数及び推移

2019(平成 31)年 1 月 1 日現在の本県の住民基本台帳上の外国人数は、212,567 人となった。〈昨年調査 198,504 人から 14,063 人増〉

県民(9,181,625 人)の約 43 人に 1 人が外国籍県民〈昨年調査：約 46 人に 1 人〉
県民比率 2.32%〈昨年調査：2.17%〉



※ 2011 年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012 年度以降は住民基本台帳上の外国人数(なお、2012 年度までは 12 月 31 日現在、2013 年度以降は 1 月 1 日現在のデータ)

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、2011(平成 23)年以前のデータと単純に比較することはできません。

2 国・地域別の状況

県内外国人の国・地域数は、174。〈昨年調査：173〉

中国が 68,912 人で全体の 32.4%を占め、以下、韓国、フィリピン、ベトナム、ブラジルと続いている。

		2014年度 (2015.1.1)	2015年度 (2016.1.1)	2016年度 (2017.1.1)	2017年度 (2018.1.1)	2018年度 (2019.1.1)
1位	国・地域	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人数(人)	54,520	57,103	60,934	65,065	68,912
	構成比(%)	32.8	32.7	32.8	32.8	32.4
2位	国・地域	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国	韓国	韓国
	外国人数(人)	29,355	29,165	27,192	27,578	27,781
	構成比(%)	17.7	16.7	14.6	13.9	13.1
3位	国・地域	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
	外国人数(人)	18,482	19,053	20,008	20,980	22,192
	構成比(%)	11.1	10.9	10.8	10.6	10.4
4位	国・地域	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム
	外国人数(人)	8,532	10,852	13,496	16,153	19,801
	構成比(%)	5.1	6.2	7.3	8.1	9.3
5位	国・地域	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル
	外国人数(人)	7,864	7,699	7,958	8,224	8,478
	構成比(%)	4.7	4.4	4.3	4.1	4.0

※ 2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいましたが、2013年度調査から別に集計しています(新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となりました)。

※ 2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していましたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計しています。

なお、詳しい内容は、神奈川県国際課のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f4695/>

市(区)町村別主要国・地域別外国人人数(2019(平成31)年1月1日現在)

国・地域数174

	全合計	中国	韓国	フィリピン	インドネシア	ブラジル	インドネシア	インドネシア	米国	台湾	インド	タイ	インドネシア	スリランカ	その他 161
県合計	212,567	68,912	27,781	22,192	19,801	8,478	6,305	6,148	5,509	5,459	5,194	4,426	3,291	3,002	26,069
横浜市	97,532	39,395	12,892	8,118	6,995	2,579	3,624	1,209	2,604	2,861	2,624	1,661	1,197	827	10,946
鶴見区	12,902	4,836	1,496	1,295	1,049	1,147	699	392	129	232	263	121	98	34	1,111
神奈川区	6,990	2,848	1,006	483	489	88	639	26	172	200	82	84	80	67	726
西区	4,896	1,824	658	210	343	33	541	22	171	147	95	70	47	80	655
中区	16,810	9,357	2,047	767	422	101	255	37	661	788	309	322	59	86	1,599
南区	10,352	5,217	1,504	1,163	594	42	225	50	139	322	87	228	47	62	672
港南区	2,576	974	488	302	202	43	53	15	72	61	28	60	30	5	243
保土ヶ谷区	5,346	2,186	642	432	357	52	409	15	92	135	209	98	74	83	562
旭区	2,923	940	417	333	277	27	113	16	63	65	23	75	114	34	426
磯子区	4,740	2,399	546	438	273	209	94	84	106	111	92	55	18	16	299
金沢区	2,815	668	367	246	312	142	72	284	106	58	49	79	61	13	358
港北区	6,525	1,872	1,167	601	380	111	274	21	262	236	95	97	95	171	1,143
緑区	3,822	1,020	334	428	198	172	40	47	59	53	865	71	114	25	396
青葉区	4,225	1,217	658	289	227	72	54	42	241	120	175	73	145	18	894
都筑区	3,327	607	533	318	294	119	24	28	109	140	201	52	55	60	787
戸塚区	4,025	1,763	530	311	347	124	72	52	114	86	38	61	94	28	405
栄区	1,002	332	176	109	94	16	10	8	44	43	11	32	5	6	116
泉区	2,488	842	144	169	758	46	18	32	36	30		47	26	10	330
瀬谷区	1,768	493	179	224	379	35	32	38	28	34	2	36	35	29	224
川崎市	41,702	15,082	7,600	4,370	3,310	799	1,210	465	953	1,124	1,156	659	484	222	4,268
川崎区	15,853	6,054	3,222	1,752	1,592	470	383	287	88	287	552	231	87	42	806
幸区	5,033	2,086	858	544	330	39	190	81	71	129	190	69	34	8	404
中原区	5,583	1,907	984	467	292	67	268	25	228	255	133	107	63	32	755
高津区	4,635	1,367	815	584	338	55	159	28	174	161	105	86	67	31	665
宮前区	3,420	977	597	382	278	70	28	17	120	99	62	65	121	30	574
多摩区	4,544	1,702	676	497	298	59	165	9	163	110	73	49	58	66	619
麻生区	2,634	989	448	144	182	39	17	18	109	83	41	52	54	13	445
相模原市	14,795	4,309	1,638	1,998	1,772	361	391	310	334	304	572	333	211	98	2,164
横須賀市	5,882	739	768	1,579	433	205	231	285	447	172	21	109	306	16	571
平塚市	4,877	889	407	785	488	655	66	170	60	74	26	87	86	9	1,075
鎌倉市	1,405	262	302	77	44	22	32	4	141	57	12	48	37	8	359
藤沢市	6,245	1,204	778	414	595	568	70	509	189	128	46	156	223	454	911
小田原市	2,308	448	312	523	307	134	63	50	38	31	18	46	115	14	209
茅ヶ崎市	1,870	422	287	230	118	91	49	27	95	65	25	109	47	17	288
逗子市	501	54	118	43	14		24	3	89	17	5	13	5		116
三浦市	293	34	32	46	64	11	6	2	24	7	2	7	17		41
秦野市	3,493	639	213	193	496	486	82	387	39	54	37	111	47	8	701
厚木市	7,373	1,325	488	805	1,514	439	66	663	55	105	235	178	119	370	1,011
大和市	6,653	1,436	731	819	909	312	150	721	103	127	54	232	91	88	880
伊勢原市	2,391	416	117	305	768	186	48	71	14	39	47	41	63	8	268
海老名市	2,507	435	245	219	317	157	37	113	62	31	228	79	28	189	367
座間市	2,964	685	298	508	325	126	16	130	96	44	48	89	47	130	422
南足柄市	425	170	40	52	26	60	19	2	2	5	1	7		3	38
綾瀬市	3,672	272	169	248	817	568	12	202	37	23	2	224	80	427	591
葉山町	237	13	38	15	4	4	7	1	50	3	4	7	5		86
寒川町	792	72	55	99	175	94	5	48	15	15	7	25	30	40	112
大磯町	172	35	19	24	3			1	21	7		7	2		53
二宮町	228	39	19	24	5	23	9	12	9	5	5	5	1		72
中井町	302	25	6	191	15	25		26	1	3	1	2			7
大井町	115	54	13	10	15	4	1		2	3		2		2	9
松田町	126	47	8	35	2	5	10		2	2	1	2	1		11
山北町	76	28	7	11	10	1		3				6	2	4	4
開成町	132	31	16	14	11	20	10	6	3	1	2	4	2		12
箱根町	493	105	55	19	37	15	56	1	6	136	4	8	9	1	41
真鶴町	55	19	15	8		2	1		3						7
湯河原町	339	35	68	67	41	10	2	49	11	12	2	8		1	33
愛川町	2,592	191	27	336	168	512	8	678	3	3	9	161	36	66	394
清川村	20	2		7	3	4			1	1					2

神奈川国際文化観光局国際課調べ

※本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

県内国・地域別外国人数（2019（平成31年）1月1日現在）

全合計	212,567	パレスチナ	2	英国	1,617	マダガスカル	11	ホンジュラス	10
アジア	178,061	ヨーロッパ	7,590	ウクライナ	197	マリ	36	ジャマイカ	97
アフガニスタン	45	アルバニア	4	ウズベキスタン	235	モリタニア	0	メキシコ	270
アラブ首長国連邦	28	オーストリア	69	バチカン	0	モロッコ	73	ニカラグア	11
ミャンマー	937	ベルギー	80	アルメニア	2	マラウイ	9	パナマ	4
バーレーン	0	ブルガリア	32	アゼルバイジャン	15	モリシヤス	13	セントルシア	0
ブータン	21	ベラルーシ	32	アンドラ	0	モザンビーク	15	セントビンセント	1
バングラデシュ	1,141	クロアチア	13	ジョージア(グルジア)	1	ニジェール	0	セントクリストファー・ネイヴ	0
ブルネイ	1	チェコ	39	スロベニア	6	ナイジェリア	471	トリニダード・トバゴ	9
カンボジア	2,049	デンマーク	41	スロバキア	17	ナミビア	1	米国	5,509
スリランカ	3,002	エストニア	18	ボスニア・ヘルツェゴビナ	9	ルワンダ	10	グレナダ	1
中国	68,912	フィンランド	49	セルビア・モンテネグロ	1	セネガル	135	アンティグア・バブーバ	1
台湾	5,459	フランス	1,097	モンテネグロ	0	シエラレオネ	0	南米	16,715
キプロス	2	ドイツ	1,152	セルビア	18	ソマリア	1	アルゼンチン	651
東ティモール	10	ギリシャ	37	コソボ共和国	0	スーダン	6	ボリビア	723
インド	5,194	ハンガリー	78	アフリカ	1,906	スワジランド	0	ブラジル	8,478
インドネシア	3,291	アイスランド	1	アルジェリア	32	サントメ・プリンシペ	0	チリ	47
イラン	527	アイルランド	89	ブルンジ	1	セーシェル	1	コロンビア	318
イラク	7	イタリア	398	ボツワナ	2	タンザニア	117	エクアドル	43
イスラエル	34	キルギス	47	カメルーン	52	トゴ	6	ガイアナ	2
ヨルダン	16	カザフスタン	37	中央アフリカ	5	チュニジア	54	パラグアイ	261
朝鮮	1,610	リヒテンシュタイン	0	チャド	0	ウガンダ	31	ペルー	6,148
韓国	27,781	ルクセンブルク	4	コンゴ共和国	4	南アフリカ共和国	71	スリナム	0
クウェート	1	ラトビア	9	コンゴ民主共和国	45	エジプト	112	ウルグアイ	6
ラオス	1,200	リトアニア	28	カーボベルデ	1	ブルキナファソ	13	ベネズエラ	38
レバノン	17	モナコ	0	コモロ	0	ザンビア	10	オセアニア	965
マレーシア	1,106	マルタ	2	ベナン	10	ジンバブエ	18	オーストラリア	738
モンゴル	927	モルドバ	20	ジブチ	1	アンゴラ	7	フィジー	17
オマーン	16	マケドニア	1	エチオピア	22	南スーダン共和国	2	キリバス	1
モルディブ	2	オランダ	162	赤道ギニア	0	北米	7,109	マーシャル	0
ネパール	6,305	ノルウェー	39	エリトリア	3	バルバドス	0	ミクロネシア	8
パキスタン	1,203	ポーランド	137	ガボン	1	バハマ	3	ニュージーランド	182
フィリピン	22,192	ポルトガル	54	ガーナ	360	ベリーズ	1	ナウル	0
カタール	32	ルーマニア	223	ギニア	32	カナダ	912	パプアニューギニア	3
サウジアラビア	137	ロシア	840	ガンビア	3	コスタリカ	31	パラオ	4
シリア	46	サンマリノ	1	ギニアビサウ	1	キューバ	18	ソロモン	1
シンガポール	297	スペイン	318	コートジボワール	40	ドミニカ共和国	184	トンガ	6
タイ	4,426	スウェーデン	172	ケニア	62	ドミニカ	2	ツバル	0
トルコ	266	スイス	127	リベリア	1	エルサルバドル	22	バヌアツ	0
ベトナム	19,801	トルクメニスタン	14	リビア	1	グアテマラ	17	サモア	5
イエメン	18	タジキスタン	8	レソト	4	ハイチ	6	無国籍・その他	221

※本表は県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。
 ※「無国籍、その他」には出生による経過滞在者も含まれています。

神奈川県国際文化観光局国際課調べ

(2) 外国籍県民かながわ会議設置要綱

(設置目的)

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成等)

第3条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した委員20人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
 - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
 - (3) 神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。
 - (4) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。
- 2 委員の任期は2年半程度とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
 - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

うんえいなど
(運営等)

第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

- 2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間半程度の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

いいん せきむ
(委員の責務)

第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。

- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

すいしんたいせい
(推進体制)

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

- 2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。
- 3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。
- 4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

しょむ
(庶務)

第8条 外国籍県民会議の庶務は、国際文化観光局国際課において処理する。

ほそく
(補則)

だい じょう 第9条 このようこうにさだめるもののほか、がいこくせきけんみんかいぎ うんえい 外国籍県民会議の運営について必要な
じこう べつ 事項は別にさだめる。

ふ そく
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう 平成10年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう 平成11年6月1日から施行する。

ふ そく
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう 平成22年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう 平成24年7月9日から施行する。

けいか そち
(経過措置)

2 このようこうのしこうひ (以下「しこうひ」という。)のぜんじつ 前日においてがいこくじん 外国人
とうろくほう 登録法 (しょうわ ねんほうりつだい 27 年法律第125号) のきてい 規定によりがいこくじんとうろくげんびょう 外国人登録原票にとうろく 登録されて
もの しこうひ ひ つづ 住 民基本台帳にきろく 記録されている者については、
かいせいご 改正後のようこうだい 第3条 第1項 第2号にきてい 規定するじゅうみんきほんだいちょう 住民基本台帳にきろく 記録されて
もの いる者とみなす。

ふ そく
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう 平成25年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう 平成28年8月1日から施行する。

ふ そく
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう 平成30年4月1日から施行する。

(3) 外国籍県民かながわ会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づき、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(開催等)

第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

(使用言語)

第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行することができる。

(傍聴)

第4条 外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議傍聴要領」において定める。

(部会)

第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

3 部長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

(かながわ国際政策推進懇話会等との連携)

第6条 外国籍県民の運営に当たっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

2 外国籍県民会議の運営に当たっては、別に定めるかながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

(解任の申出)

第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解任を申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞任の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき。

(4) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年11月21日から施行する。

2 平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回程度」とあるのは、「4回程度」とする。

附 則

この要領は、平成18年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(4) 外国籍県民かながわ会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般の定員は、10人以内とする。

2 外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(^{じっしさいもく}実施細目)

^{だい}第8条 ^{じょう}この^{ようりょう}要領に^{さだ}定めのない^{じこう}事項は、^{いいんちょう}委員長が^{がいこくせきけんみんかいぎ}外国籍県民会議に^{はか}諮って^{さだ}定める。

^ふ附 ^{そく}則

^{ようこう}この要綱は、^{へいせい}平成18年^{ねん}12月^{がつ}23日^{にち}から^{しこう}施行する。

4 がいこくせきけんみん かいぎいんめいぼ
外国籍県民かながわ会議委員名簿

しめい ごじゅうおんじゆん
(氏名の五十音順)

しめい 氏名	ざいじゅう ざいきんち 在住・在勤地
いわまつ ひさし 岩松 寿	あつぎし 厚木市
かわもと よしのり 河本ファビオ良則	かわさきし 川崎市
くらはし 倉橋ジェラルデン	よこはまし 横浜市
ささき せいしゅう 佐々木 聖壘	よこはまし 横浜市
サリ アビシエク	かわさきし 川崎市
そう せい 宋 清	ざまし 座間市
ちよう よんぼん 趙 永鳳	よこはまし 横浜市
トニー ジャステイス	さがみはらし 相模原市
なかだ シリワン	かわさきし 川崎市
パックマン ジェイサン マシユー	さがみはらし 相模原市
ひりゅう りょうや 飛龍 涼也	ひらつかし 平塚市
ファム ルー アンジー	よこはまし 横浜市
ふあん すりよる 黄 帥烈	よこはまし 横浜市
ふじい あや 藤井 文	よこはまし 横浜市
ボジェロ ゴメス ルース	よこはまし 横浜市
みやざわ あいこ 宮沢 愛子	ひらつかし 平塚市
よう ほう 楊 芳	よこはまし 横浜市
り ゆき 李 由紀	はやままち 葉山町
りゆ ちよんしる 柳 晴実	よこはまし 横浜市

じしよく 退職 (2018年2月)	ホサニ アハマド ユースフ	かわさきし 川崎市
-------------------------	---------------	--------------

にんき へいせい ねん がつ れいわがん ねん がつ
任期：2016（平成28）年11月～2019（令和元）年5月

しゅっしんこくおよ ちいき
出身国及び地域

ちゅうごくよにん かんこくふたり ちようせんふたり ひとり ひとり
中国4人、韓国2人、朝鮮2人、フィリピン1人、ベトナム1人、
ひとり ひとり ひとり ひとり ひとり
ブラジル1人、ペルー1人、アメリカ1人、タイ1人、インド1人、
ひとり ひとり ひとり ひとり ひとり
カンボジア1人、ラオス1人、ガーナ1人、スペイン1人、モーリシャス1人

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第10期）最終報告

とも つく しん たぶん かきょうせいしゃかい
共に創る真の多文化共生社会をめざして

2019（令和元）年5月

がいこくせきけんみん かながわ かいぎじむきょく かながわけんこくさいぶんかかんこうきょくこくさいか
外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県国際文化観光局 国際課

ゆうびんぼんごう
郵便番号 231-8588

しょざいち かながわけんよこはましなかくにほんおおどおり
所在地 神奈川県横浜市中区日本大通 1

でんわ
電話 045-210-3748

ファクシミリ 045-212-2753

URL

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/gaikokusekikenminkaigi.html>